コミュニスト憲法草案（第１次草案）　1990.11.24 草案

＜「ロシア共産主義者」代議員グループ案＞

Советская Россия, 24 ноября 1990 г.

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国［以下、単にロシア共和国とする−訳注］人民代議員大会は、ロシアの勤労者の社会主義的選択を尊重し、1918 年の最初のロシア共和国憲法に謳われたソビエト国家の民主的伝統を発展させ、そして 1990 年のロシア共和国の国家主権の宣言の諸規定に基づいて、

ソビエト的で社会主義的な法治国家、民主主義と複数政党制の原則に基づく政治システム、人民の福祉の保障のために多様な所有形態と市場的諸関係の発展に基礎づけられた経済を打ち立てることをめざし、

この憲法、すなわちロシア・ソビエト連邦社会主義共和国基本法を採択する。

ロシア共和国憲法は、以下の諸原則に基づく民主的な社会主義体制を確認する。

→人民権力、直接民主主義と間接民主主義の結合、地方および生産における自主管理

→自由、平等、社会的公正、市民の権利および義務の統一

→社会的所有の優位のもとでの市場経済ならびに勤労者の搾取および失業からの社会的保護の保障

→平準化傾向を排除した、主として社会的有用労働の結果に基づく物質的または精神的富の配分

→複数政党制に基づく政治生活の組織および権力機能の実現

→立法、執行および司法権力の分立

→国家的および社会的事項の大っぴらで公開された遂行

→適法性および安定した法秩序

→民族自決の自由、国家の連邦的性格

→諸民族の平和と安全の強化および国際協力の発展

ロシア共和国は、共和国の領域内に歴史的に集結したすべての民族と少数民族の意思と利益を表現し、ソビエト社会主義共和国連邦［以下、単にソ連］に加入する諸民族の自発的かつ平等の同盟に対する自己の忠誠を表明する。

第１編　ロシア共和国の社会体制の諸原則

第１章　政治体制

第１条　ロシア共和国−全人民国家

ロシア・ソビエト社会主義共和国連邦は、多民族からなるロシアの勤労者によって創設され、共通の歴史的運命によって結びつけられたすべての民族の利益を表現する全人民国家である。

第２条　人民の主権

①　ロシア共和国の人民は、ロシア共和国におけるすべての権力の唯一の源泉である。

② 人民は、直接にもしくは人民によって創設される立法、執行および司法権力のシステムをつうじて、または自主管理諸機関によって自己に帰属する主権的権力を行使する。第

３条 個人と国家

人は、最高の価値であり、国家の政策の主要な目的である。ロシア共和国は、人の権利を尊重し保護し、人格の自由な発達のための平等の機会を保障し、社会的公正および人格の保護を保証する。国家は、社会的および民族的問題を解決する場合に人の権利を優先する。

第４条 社会と国家

① 国家、その諸機関および公務員は、社会のどこかの一部ではなく、全体に奉仕する。国家は、社会的公正、市民的同意および和解に基づいてロシア共和国のすべての階級、社会層またはグループ、すべての民族の団結を促進する。国家は、社会とすべての人の福祉のために生産活動の方向を与える。

② 国家の権威を高め、国家の属性および象徴を尊敬することは、すべての市民、社会団体およびマスメディアの義務である。

第５条 ソビエト（複）－人民権力機関

① ロシア共和国の国家権力の基礎は、住民のすべての層およびグループを単一の人民代表制機関のシステムに統合する人民代議員ソビエトである。

② 人民代議員ソビエトの選挙は、候補者の自由な推薦と、地域、民族・地域および生産単位の選挙区に基づく代議員の選出によって行われる。

第６条 ロシア共和国－法治国家

① ロシア共和国において、憲法および法律のすべての規範的アクトに対する最高性が保障される。国家機関および公務員、社会団体または市民は、憲法および法律に厳格にしたがって行動する。

② 法律およびその他の法的アクトは、労働人民の意思と利益を表現する。それらは、経済的な根拠を有し、かつ社会的に公正なものでなければならず、憲法によって定められた手続によって採択されなければならない。

③ ロシア共和国の立法、執行および司法権力は分立し、憲法および法律に基づいて相互に作用しあう。

④ ロシア共和国において採択される法律は、遡及効を有することはできない。

第７条 政党および政治運動

① 政党、労働組合、青年団体およびその他の社会団体ならびに大衆運動は、人民代議員ソビエトに選挙されたその代表をつうじてまたはその他の形態で、国家の政策の策定、国家的、社会的事項の管理に参加する。

② 政党、社会団体および大衆運動は、法律の定める手続にしたがって、市民が自由に創設する。

③ すべての政党、社会団体および大衆運動は、その綱領および規約に定める機能を遂行し、憲法および社会団体に関する法令の枠内で活動する。

④ 政党、労働組合およびその他の社会団体は、その規約上の課題を達成するために必要な施設、財産および資材に対する所有権を保証される。これらは、法人の権利を享受する。

第８条　政党および社会団体の同権

①　政党、社会団体および大衆運動は、同権の原則によって政治生活に参加する。

②　労働組合、女性、青年または環境保護団体、学術、創作、その他の同盟、社会運動、および企業または施設の労働集団には、政治生活に参加する平等の機会が保証される。

③　国家は、政治的諸制度、イデオロギーおよび意見の民主的な多元性の条件のもとで、それに基づいて自己の活動を行う。社会的、人種的、民族的、宗教的敵意、憎悪および暴力を宣伝するイデオロギーの普及は、禁止される。

第９条　マスメディア

①　マスメディアは、検閲から自由である。マスメディアは、公開性の条件のもとでその活動を行い、憲法および法律の違反に対して責任を負う。

②　国家機関、社会団体、政党もしくは政治的グループまたは特定の個人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

第１０条　マスメディアの設立手続

マスメディアの設立手続、ならびにその権利、義務および責任は、法律によって定める。

第１１条　宗教団体

①　宗教団体は、国家から分離され、独立して自己の業務を管理し、国家機関から独立して活動する。国家は、社会的に有用な宗教団体の活動を支持する。

②　法律は、宗教団体の登録手続および宗教団体と国家との関係を定める。

③　宗教団体は、法人の権利を有し、自己の保有する施設、その他の財産およびフォンドを自由に利用し、処分する。

第２章　経済諸関係の原則

第１２条　経済活動の自由

ロシア共和国において、市民、労働集団の経済的自由、所有の諸形態の平等およびその法的保護の平等の条件が保証される。社会的利益のために、法律は、市民および労働集団の経済活動の自由の限界を定める。

第１３条　勤労者の経済的権力

勤労者の経済的権力は、勤労者の生産手段および労働の結果に対する権利、ならびに所有形態の如何にかかわらず労働集団の自主管理機関または労働組合をとおしての企業の事業の管理、国家の経済政策の策定、およびすべての所有形態の社会の利益のための合理的な利用に対する監督に参加することによって、保障される。企業活動の基礎となる所有形態の選択は、労働集団の同意を必要とする。

第１４条　経済的公正

①　社会的富とすべての人の福祉の増大の源泉は、自由かつ社会的に有用な労働であり、その結果が社会および集団における人の地位を決定する。社会諸関係のシステムとしての人の人による搾取、ならびに労働者の生産手段および自己の労働の結果からの疎外は許されない。労働者は、その働く企業の所有形態のいかんにかかわらず、雇用、解雇、報酬、労働保護、労働権の保護および労働組合によるその利益の代表に関して、公正な条件

を保証される。
② 大量の失業を招く経済改革は、事前に整備された体系的な社会的保護の措置なしにこれを行うことは許されない。

第１５条 人民的所有の構造

① ロシア共和国において国家が管理する人民の所有［財産］は、全ロシア的所有、共和国または自治的な構成単位の所有ならびに地方(ｸﾗｲ)、州、地区および市の所有に区分される。
② ロシア共和国は、その領土内にある全連邦的な所有の管理に参加する。
③ 土地、地下資源、水資源、および自然状態にある動植物界は、当該地域に住む人民の不可譲の権利である。市民、企業、施設または団体の占有および使用のためにこれらを提供する場合は、社会的な必要性と利益を考慮して、人民代議員ソビエトがこれを行う。
④ ロシア共和国を構成する民族・国家的な構成単位は、条約に基づいて天然資源利用に関するロシア連邦と連邦の間の経済的な相互関係を打ち立てる。
⑤ 人民的所有の形態の法的レジームは、法律がこれを定める。

第１６条 人民的所有実現の基本的形態

企業および組織における人民的所有は、労働集団の全権的経営的保有の形態で優先的に実現され、または労働集団の管理への参加権の保障をともなう直接的な国家管理の形態で実現される。

第１７条 労働集団の財産上の権限

① 企業および組織における労働集団は、全権的経営的保有権を行使する場合、いかなる制限もなしに自己の法律上の経済的利益に基づいてその管轄のもとにある財産を占有し、利用し、処分する。労働集団は、人民の財産の所有者の許可なくその活動を中止する権利を有しない。
② 基礎的な生産部門において、法令に定めある場合に、企業は、国家機関またはその任命する公務員の直接的指導のもとに活動する。

第１８条 集団的所有

① 国家は､集団的所有に基づく企業および団体の活動を奨励する｡集団的所有の権利は、賃借人および協同組合員の集団またはその他の勤労者団体に属する。集団的所有の個々の形態の法的レジームは、法律によってこれを定める。
② 集団的所有に基づいて活動する企業は、法律によって禁止されまたはライセンスを必要とする個々の形態を除き、独立して、経済活動のタイプおよび経営の選択を行う。

第１９条 市民の所有

① ロシア共和国市民の財産は、その個人的所有であり、物質的もしくは精神的な需要を充足し、または法律が禁止していない経済的もしくはその他の活動を遂行するためにそれを利用することができる。
② 市民の生活必需品に対する所有は、それが他の市民または団体の権利を侵害しない場合、その範囲を制限されず、市民によって自由に処分される。
③ 市民およびその家族成員は、個人的労働活動への従事または家族による経営もしくは企業の経営のために、その所有する生産手段を使用することができる。

④　市民は、終身の相続可能な占有権を有し、または農民的および個人的な副業もしくはその他の経済活動形態の経営のために利用する土地区画を所有することができる。
⑤　法律の枠内で、ひとりまたは集団に属する私的な企業を経営することが許される。私企業は、市民の所有に基づいて、または国有企業もしくは集団的企業の所有する生産手段を購入することによって、設立される。
⑥　社会的な利益のために、法律は特定の個人企業もしく私企業の活動を禁止しまたは制限し、または雇用労働の適用範囲を定める。

第２０条　経済特区

経済特区は、地方の（あるいは地域別の）レフェレンダムの結果にしたがって、ロシア共和国最高ソビエトの決定により設定される。経済特区においては、外国資本による私企業を設立することが許され、その活動は特別立法によって規制される。

第２１条　国家と経済

①　ロシア共和国は、生産のダイナミックな発展、労働生産性の増大、社会およびすべての勤労者の福祉の向上のための条件を整備し、労働集団および市民の経済的イニシャティヴを奨励する。これらの目的のために、国家は、
→経済活動を規制し、市場メカニズムの発展、独占の禁止および勤労者の利益の保護を保障する法律およびその他の規範的アクトを採択し、
→全ロシア的な科学・技術的、社会的プログラムの策定および実現を組織し、それに対する企業および個々の市民の参加のための条件を整備し、
→国有財産を企業の全権的経営的保有に移行した人民企業を設立しあるいは廃止し、または法律に定めがある場合には直接にそれを管理し、
→経済生活の参加者に国民経済の状態および発展の展望、ならびの市況に関する完全な情報を保障し、
→単一の投資、税、財政、関税に関する政策を実施し、
→フォンドまたは商品取引所および労働者およびその労働能力の訓練および再訓練のための施設を含む経済の経営に必要な施設または制度を組織し、
→外国貿易または連邦内部のもしくは地域間の結びつきの調整を行い、
→連邦経済の総合的発展を保障し、地域経済の総合的発展を促進する。
②　国家は、法令にしたがい、経済生活の当事者間の紛争を解決し、経済活動における職権濫用を阻止する。

第２２条　ソ連経済の一部としてのロシア共和国の経済

①　ロシア共和国は、ソビエト連邦の領土内において形成される国民経済複合体の独立した構成部分である。ロシア共和国のソ連または他の連邦構成共和国との経済関係は、連邦条約または連邦協定に基づいて打ち立てられる。
②　ロシア共和国は、独立して、国民的富を処分し、経済政策を制定し、領土内の経済生活を指導し、全連邦的な経済生活の策定および実現に参加する。

第３章　社会諸関係の原則

第２３条　国家の社会政策の基本方向は、特定の社会的集団への帰属、居住地、財産状態

およびその他の状態にかかわらず、社会的に公正で、かつすべての市民にとって平等な教育条件と労働活動の原則の保障である。

第２４条　国家は、住民の収入を規制する政策を遂行し、その増大を刺激し、収入および相続に基づく経済的に根拠のある税金を課し、労働報酬および奨学金の保障または拡　大の最低基準を制定する。

②　ロシア共和国において、障害者のための必要な条件が整備される。

第２５条　人々の健康の保護およびその生活の標準的水準の保障のために、国家は、土地、地下資源、水資源、大気の保護、動植物界の保全に関する必要な措置を講ずる。

第２６条　ロシア共和国は、人道的な人口政策、母子の保護を実施し、社会の基本的な社会的細胞である家族に必要な援助を与え、家族に最低生活を保障する。

②　子どもは、社会の恒常的な社会的保護を受ける。国家は、子どもの就学前施設、休息の場所における社会の需要を充足するよう呼びかけ、子どもの健康保護について特別の配慮を行う。

第２７条　ロシア共和国は、青年が普通および専門教育を受け、その才能または能力、教育水準にしたがい、社会的要求に応じて労働の場所を保障されるよう積極的な青年政策を進める。

②　国家は、青年家族を支える計画を策定し実現し、彼らが特別の条件で住宅を得るよう援助する。

③　国家機関は、青年団体と共同して政治生活の諸問題を解決し、社会・経済的なプログラムまたは環境保護およびその他のプログラムの策定に際して青年団体の見解を考慮する。

第２８条　ロシア共和国においては、無料で質の高い保健、社会保障、国民教育、文化およびスポーツのシステムが充実される。国家は、この目的のために必要かつ拡大する財政および物質的財源を指導する。

第２９条　ロシア共和国は、芸術、文学、人民的創造の発展について配慮し、住民の知的、精神的および道徳的水準の振興のための条件を整備する。

②　国家は、社会の道徳的基盤を掘りくずす創作物の普及および活動形態を禁止する。

第２編　市民の権利、自由および義務

第４章　市民の法的地位に関する諸原則

第３０条　ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、すべての市民に対し、自然で奪われることのない権利を認める。

②　ロシア共和国は、この権利を保証し保護し、市民によるその義務の履行を保障する。

③　ロシア共和国の市民の権利、自由および義務は、ロシア共和国の憲法および法律によってこれを定める。市民の権利および自由は、これを廃止しまたは制限することはできず、義務は、これをなにか他の法令または行為によって恣意的に拡大することはできない。

第３１条　ロシア共和国は、自国の市民のために、人権の領域において単一の全連邦的政策の策定および実現に参加し、自国領土内で人権に関するソビエト連邦の立法を適用する。

②　ロシア共和国の市民の権利、自由および義務は、国際条約および協定に関するロシア

共和国およびソ連の義務にしたがって定められ、実現される。

第３２条　市民と国家は、相互的な権利と相互的な義務による関係を有する。

②　国家機関および公務員は、市民の権利および自由を保障し、保護し、社会的な権利擁護活動を奨励する。

③　ロシア共和国憲法に定めるすべての権利および自由は、裁判所によって保護される。

④　国家の利益についての配慮、ロシア共和国の憲法および法律の無条件の遵守は、ロシア共和国のすべての市民の義務である。

第３３条　市民の権利は、その義務と不可分である。すべての市民は、自己の権利および義務にしたがって自由に行動する。その場合、市民は、他の市民の権利および法的利益を侵害し、国家的、社会的安全、法秩序および社会の道徳的基盤に損害をもたらすことはできない。

第３４条　ロシア共和国のすべての市民は、法律と裁判の前に平等であり、民族、人種、社会的出身、性、言語、宗教に対する態度、居住地、職業、財産状態、政治的その他の信条、政党への帰属またはその他の事情の別にかかわらず、平等の防御権を有する。

②　市民の平等は、国家的および社会的生活のすべての領域でこれを保障する。特定の住民の社会層およびグループもしくは特定の人への特権付与または市民の差別は、その動機にかかわらず、社会的公正に反し、法律に基づいて除去されなければならない。

③　特定の市民グループのための特権および特典は、法律によってのみこれを定めることができる。

第３５条　女性と男性は、平等の権利および自由を有する。

第３６条　異なった人種および民族の市民の同権は、これを保証される。

②　人種または民族を理由とする権利の直接もしくは間接の制限または特権もしくは特典の付与は、法律により処罰される。国家は、少数民族の権利の保護を保障する。

第３７条　ロシア共和国においては、単一の国籍が設定される。ロシア共和国のすべての市民は、同時にソビエト連邦の市民である。ソビエト連邦の憲法および法律が認めるすべての権利、自由および義務が、ロシア共和国市民に適用される。

②　ロシア共和国を構成する共和国の領土内に住むロシア共和国の市民は、同時に当該共和国の市民である。ロシア共和国の憲法および法律が認めるすべての権利、自由および義務を、共和国の市民は享受する。

③　その他の連邦構成共和国の市民は、ロシア共和国の領土内において、いかなる制限および除外なしに、すべての権利および自由を享受し、ロシア共和国市民のすべての義務を負う。

第３８条　ロシア共和国の国籍の取得および取り消しの事由および手続は、法律によってこれを定める。

②　ロシア共和国の市民は、国籍および国籍変更の権利を奪われることはない。

③　ロシア共和国の市民は、ロシア共和国の国外に追放されることはない。

第３９条　ロシア共和国は、ソビエト連邦の憲法および法律にしたがい、他の連邦構成共和国の領土内においてロシア共和国市民の権利を保護する。

②　外国におけるロシア共和国の市民は、ロシア共和国の保護および庇護を受ける。

第４０条　ロシア共和国の領土内に住む外国の市民および無国籍者は、ロシア共和国およびソ連ならびに国際法の諸規範にしたがって権利および自由を保障される。
②　外国の市民および無国籍者は、ロシア共和国の憲法および法律を尊重し、これを遵守する義務を負う。彼らは、ロシア共和国において避難する権利を行使することができる。避難の受入れの手続および条件は、法律によってこれを定める。

第５章　市民の社会・経済的権利および義務

第４１条　ロシア共和国の市民は、企業、施設および団体における就労に関する労働契約の自由、自己の希望、能力または専門的訓練にしたがい職業および職種を選択する自由を含む労働の権利、安全および衛生の要請に応える労働条件、失業からの社会的保護に対する権利を有する。
②　労働者の労働に対する報酬額は、労働の量と質および社会的意義にしたがって定められ、公式に定められた最低生活費を下回ることはない。国家は、同一労働同一報酬の原則の確立を促進する。
③　国家は、住民の雇用［就業］を保障する措置を講じ、社会的需要を考慮して労働者の職業・技術教育および訓練または再教育の計画を実行する。
④　法律が定める場合を除き、強制労働は、これを禁ずる。
第４２条　ロシア共和国の市民は、所有の権利を有する。法的根拠を有する市民の財産の不　可侵、およびその相続の権利は、立法によって保証される。
第４３条　ロシア共和国の市民は、個人的および集団的な労働活動、ならびに自己の経済的必要の充足のために、家族企業、協同組合企業、株式企業およびその他の設立の権利を有する。
第４４条　市民の休息権は、ロシア共和国において、労働者および勤務員のために４０時間を越えない１週労働日、２４労働日以上の継続した年次有給休暇、週休および祝日、一連の職業および生産のための短縮労働日の設定、または立法によって認められたその他の保証によってこれを保障する。
第４５条　ロシア共和国の市民は、健康の保護、国家の医療施設の無料の利用、および協同組合その他の施設の保健事業による有料の医療サービスを受ける権利を有する。
第４６条　ロシア共和国の市民は、学校およびさまざまの形態の教育施設において普通または専門の教育を受ける権利を有する。教育の無償原則およびすべての形態の教育におけるその適用は、国家によって保障される。
第４７条　ロシア共和国の市民は、住宅に対する権利を有し、国家、社会および個人の住宅フォンドによる住宅を所有し、または恒常的に使用することができる。
②　何人も、恣意によりその住宅を奪われることはない。
第４８条　ロシア共和国の市民は、老齢、障害、失業、疾病、出産、稼ぎ手の死去に際し、社会保障の権利を有する。年金、手当およびその他の形態の社会的援助は、最低生活費を下回らない市民の生活水準を保障するものでなければならない。
第４９条　ロシア共和国の市民は、快適な環境に対する権利を有する。
②　自然利用の領域において、違法な行為によって、市民またはその健康もしくは財産に与えた損害は、これを賠償する。

③　ロシア共和国の市民は、環境を保護しなければならない。

第５０条　ロシア共和国の市民は、文化の成果を利用する権利を有する。

②歴史的記念物およびその他の文化的価値を有する客体の保護について配慮することは、ロシア共和国の市民の義務である。

第５１条　ロシア共和国の市民は、芸術、科学および技術上の創造の自由を保証される。市民の著作権は、法律によってこれを保護する。

第５２条　ロシア共和国の市民は、法律の定める手続とその規模で、国税を払う義務を負う。

第６章　市民の個人的権利、自由および義務

第５３条　ロシア共和国は、すべての人の生存の権利を承認し、これを尊重する。

②　何人も、生命を奪われることはない。死刑は、その完全な廃止にいたるまでの間、とくに重大な犯罪に対する例外的な刑罰の手段として裁判所の判決によってのみ適用される。

③　市民は、生命、健康、個人の安全に対するあらゆる侵害から保護される。何人も、その同意なく医療または学術の名による拷問を受けることはない。

第５４条　個人の名誉および尊厳は、法律によって保護される。個人生活の領域に対するすべての恣意的な干渉は、法律に違反する。

②　自由を剥奪された人は、人道的な待遇を受ける権利を有する。何人も、拷問または非人間的なもしくはその尊厳を侮辱する刑罰を受けることはない。

第５５条　個人は、不可侵である。何人も、裁判所の決定もしくは検事の裁可による場合を除き、逮捕されまたは拘禁されることはない。

②　犯罪に対する責任を問われるすべての市民は、有罪が裁判所において確定するまでの間、無罪とみなされる。

第５６条　ロシア共和国の市民は、書簡、電話、電報その他の通信の秘密を保障される。

②　前項にかかわる例外は、法律に定める場合にその手続に基づいてのみ、これを許される。

第５７条　ロシア共和国の市民は、住居の不可侵を保障される。そこに住む人の意思に反して住居に入り、捜査または検査を行うことは、法律に定める場合でその手続による場合を除き、これを禁止する。

第５８条　良心の自由は、これを保障する。ロシア共和国の市民は、任意の宗教を信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、または宗教儀式を行い、ならびに法律に反しないその他の任意の宗教的もしくは無神論的な活動を行う権利を有する。

②　何人も、宗教的信念の動機から、国家に対する義務を免れまたは法律の履行を拒否することはできない。兵役の遂行が市民の宗教的信念に反する場合は、それに替えて選択的な市民的義務を履行することができる。

第５９条　家族および母子は、国家の保護のもとに置かれる。婚姻は、男女の自発的な合意に基づく。夫婦は、家族関係において同権である。

②　婚姻の成立または解消の手続および条件、夫婦および子どもの権利および義務は、法律によりこれを定める。

第６０条　ロシア共和国の国内において、ロシア共和国およびその他の連邦構成共和国の

市民は、移動の自由および滞在または居住する土地の選択の自由、ならびに自由にロシア共和国から出国しまたはロシア共和国に帰国する権利を保障される。
②　これらの権利は、法律に定める事由による例外的な場合には、これを制限することができる。
第６１条　ロシア共和国の市民は、国家的または社会的な機関およびその公務員の行為に異議申立てを行う権利を有する。異議申立ては、法律の定める手続によりその期限内に審査されなければならない。
②　市民は、国家的または社会的な機関およびその役職者の違法行為もしくはその権利を侵害する行為を裁判所に提訴する権利を有する。
③　市民は、国家、国家的もしくは社会的な機関またはその役職者のその職務上の義務を行使することにともなう違法行為によってうけた精神的または物質的損害を賠償させる権利を有する。
第６２条　ロシア共和国の市民は、互いの権利および法的利益を守る義務を負う。他人の名誉および民族的尊厳を尊重することは、すべての市民の責務である。

第７章　市民の政治的権利、自由および義務

第６３条　ロシア共和国の市民は、直接にまたはその代表をとおして、国家的および社会的な事業の自主管理の権利ならびにその管理への参加の権利を有する。市民は、全国家的なまたは地方的な意義を有する法律および決定の審議、ならびにレフェレンダムに参加する。
②　ロシア共和国の市民は、法的な個人または集団の利益の実現、事業の共同経営、その権利の共同の擁護において、ロシア共和国の憲法および法律の枠内で、イニシャティヴを発揮しまたは自主的に行動する権利を保障される。
第６４条　ロシア共和国のすべての市民は、国家的、社会的、国際的な生活のすべての領域の事情、または市民の権利、法的利益および義務の問題に関して信頼できる情報をうる権利を有する。
②　市民の情報に対する権利の実現を阻止する場合、法律によってその責任を定める。
③　国家秘密またはその他の法律によって保護される秘密を含む情報を普及することは、許されない。
第６５条　ロシア共和国の市民は、出版の自由、ならびに国家のラジ負うよびテレビジョン放送を法律の定める手続により利用する権利を保障される。国家は、市民のマスメディアへのアクセスを保証する。
第６６条　ロシア共和国の市民は、言論、意見表明、信条の自由、およびそれらの制限されることのない表明および流布を保障される。
②　何人も、自己の信条のゆえに迫害を受けることはない。
③　現存の社会体制もしくは国家体制の暴力的な打倒、またはロシア共和国憲法およびソ連憲法に反する方法によるこの体制の変更、テロリズム、社会的、人種的、民族的もしくは宗教的な敵意、または市民の名誉および尊厳の侮辱を公然と呼びかけることは、これを禁止する。
第６７条　ロシア共和国の市民は、集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーショ

ンの自由を保障される。
②　これらの自由の行使の手続は、法律によってこれを定める。
第６８条　ロシア共和国の市民は、国家機関および社会団体に個人的または集団的な請願を行う権利を有する。
②　公務員は、これらの請願を検討し、それに回答し、必要な措置をこうずる義務を負う。
③　ロシア共和国の市民は、国家的または社会的機関に対し、その自由に選択する言語で請願する。国家的もしくは社会的機関は、市民の利益を考慮して請願に使用されている言語で回答し、または通訳を保障する義務を負う。
第６９条　ロシア共和国の市民は、政党および社会団体に団結し、大衆運動に参加する権利を有する。
②　ロシア共和国の国家体制および社会体制を暴力的に打倒しようとし、軍事的あるいは秘密の性格を有し、またはテロルもしくはその他の刑事犯罪の目的を追求する政党、社会団体および社会運動の存在は許されない。その活動は、法律の定める手続によってこれを禁止することができる。
第７０条　ロシア共和国の市民は、選挙しまたは選挙される権利を有する。いかなる資格制限もない普通、直接、平等の選挙権が保障される。
第７１条　ロシア共和国の市民は、国家的職務に就き、国家の仕事に従事する平等の機会を保障される。
第７２条　ロシア共和国の市民は、祖国を防衛し、ソ連軍の兵役の義務を負う。
②　兵役に服する条件および手続は、法律によってこれを定める。法律の定める根拠により、兵役はこれに替えて選択的な市民的義務を果すことが許される。
③　国の防衛、社会秩序および安全の維持に参加するロシア共和国の市民、およびその家族構成員は、社会的、物質的およびその他の保証を受ける。

第８章　市民の集団的権利

第７３条　労働集団は、さまざまのレベルの人民代議員ソビエトの形成およびその活動、ならびにその他の国家機関および社会団体の活動に参加する権利を有する。
第７４条　国家は、労働集団に対し企業、施設および団体の事業に参加し、生産自主管理機関を創設し、企業の管理部または所有者と交渉を行い、団体協約を締結し、法律に反しない形態で自己の経済的および社会的利益を保障し、擁護する権利を認める。
第７５条　企業、施設および団体における労働組合の活動の自由、勤労者が任意の労働組合に自己の選択によって加入する権利、ならびに労働組合組織が国際的な労働組合に団結しまたは加入する権利は、これを保障する。
第７６条　国家は、企業の所有形態のいかんにかかわらず、労働者と企業管理部の間　の集団的紛争の公正な解決を保障する。
②　労働集団は、ストライキの権利、すなわち集団的紛争の他の解決方法が成果をもたらさない場合に、企業、施設または団体の労働を全面的または部分的に停止する権利を有する。
③　ストライキが、人々の生命もしくは健康に脅威を与え、または社会の生活活動を保障する職務の機能を侵害する場合は、許されない。

第７７条　ロシア共和国の消費者の権利は、法律によってこれを保護する。国家は、消費者の権利を保護する社会の活動を援助し、消費者と生産者の間の商品およびサービスをめぐる個人的または集団的な紛争の公正な解決を保障する。

②　消費者は、個人的にまたはその団体をとおして、裁判手続または行政手続により商品およびサービスの生産者、商業、広告およびその他の組織の行為に起因する損害賠償を請求する権利を有する。

第３編　　ロシア共和国の民族・国家体制

第９章　ロシア共和国−主権国家

第７８条　ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、自己の歴史的運命、国家・法的地位、その内外政策を独立して決定する主権国家である。ロシア共和国の主権は、その全土に及ぶ。

第７９条　ロシア共和国は、同権の主権的なソビエト社会主義共和国の連邦に加入する。ロシア共和国は、連邦条約にしたがって共和国がソ連の管轄に移管した自己の主権的権利について連邦機関をつうじてこれを行使する。

第８０条　ロシア共和国は、ソビエト連邦からの自由な脱退の権利を留保する。

第８１条　ロシア共和国の領土は単一であって、レフェレンダムによって表現される人民の同意なくこれを変更することはできない。

第８２条　ロシア共和国は、ソビエト連邦の安全保障および防衛力、軍事ドクトリンおよびソ連の軍建設の方向の策定、ソ連軍の全体の構造および人員、ならびに防衛のための予算支出および物質的・技術的資源の規模の決定に参加する。

②　ロシア共和国は、他の共和国と共同して、共和国の輸送路および生活保障システムの防衛、異常な状況の処理ならびにその他の義務の履行のための特別部隊の設置に参加する。

第８３条　ロシア共和国は、すべての諸国および諸国民との全般的な平和、同権および互恵的な協力を強化する政策を実施する。

②　ロシア共和国は、その対外関係において、国際法の一般に承認された原則および規範によってその活動を行う。

第８４条　ロシア共和国の管轄には、次の事項が含まれる。

1）ロシア共和国憲法の採択、その改正およびその遵守に対する監督

2）新しい連邦主体のロシア共和国への加入の採択、新しい地方および州の形成の承認

3）連邦およびその主体の間ならびに連邦の主体、地方および州の間の紛争の解決

4）ロシア共和国の市民の法的地位の確認

5）ロシア共和国の法律の制定および改正

6）連邦の総合的な経済的および社会的発展の調整、ロシア共和国の経済・社会発展国家プログラム（計画）の承認およびその執行の組織

7）連邦の主体の経済的および社会的発展の調整、連邦の主体、地方および州に対する援助のためのフォンドの設立

8）ロシア共和国の予算の承認および執行、ロシア共和国銀行の管理、税および手数料の

設定
9）連邦の管轄する輸送、通信およびその他の企業または経済組織の指導、ロシア共和国の権限の問題に関する連邦の管轄する企業、施設および団体の活動の調整および監督
10）基礎的な学術研究の基本的方向ならびに国民教育および文化領域における政策の基本原則の決定
11）ロシア共和国の住民の保健および社会保障の指導、連邦の個々の主体および連邦全体にかかわる自然保護の措置の策定および実行
12）ロシア共和国の国家機関の組織および活動の規制、地方自治のシステムの組織および活動の原則の制定
13）社会秩序維持の指導およびロシア共和国内務部隊［治安部隊］の管理
14）国際舞台におけるロシア共和国の代表、外国の国家との外交、領事および対外経済関係の確立、外国との条約および協定の締結、国際組織の活動への参加
15）ソ連に加入する他の連邦構成共和国との協力、それらとの条約および協定の締結
②　ロシア共和国は、連邦の諸主体、地方(ｸﾗｲ）および州との合意により、その主権の保障および連邦にとって意義のある課題の行使にとって必要なその他の権限を行使することができる。

第１０章　ロシア共和国における連邦的関係の諸原則

第８５条　ロシア連邦に加入するソビエト社会主義共和国および自治的構成単位が、ロシア連邦の主体である。
②　ロシア共和国の領土には、連邦の［構成］主体ではない民族地区がつくられる。
③　ロシア共和国の地方および州は、財政・経済的および社会・文化的領域において、共和国と平等な権利を有する。
④　連邦の主体、地方および州の領土は、その同意なくこれを変更することはできない。
第８６条　連邦の主体は、それが自発的にロシア共和国またはソビエト連邦に委譲したものを除いて、国家権力のすべての権限を行使する。
②　連邦の主体は、この憲法にしたがってロシア共和国またはソビエト連邦の管轄に属する諸問題の解決に参加する権利を有し、ロシア共和国最高ソビエトおよびソビエト連邦最高ソビエトにおける立法発議権を有する。
第８７条　連邦の主体は、その権限のうち一定部分をロシア共和国に委譲し、ロシア共和国は、連邦の主体、地方および州にその権限の一部を委譲することができる。
第８８条　連邦の主体は、独立して、その行政・地域区分および国家機関のシステムを決定する。連邦の主体の国家装置の経費は、ロシア共和国およびソビエト連邦の立法の共通の要請に基づいて形成される自己の予算で、これを執行する。
第８９条　連邦の主体、地方および州は、自己の権限の範囲内で、その相互間においてまたはソビエト連邦の主体であるその他の共和国およびその行政的・地域的構成単位との経済的および社会・文化的協力を打ち立て、その双方のまたは多数の当事者にとって必要な協定を締結することができる。この協定は、協定に参加しない連邦の主体、地方および

州に対しその権利を侵害し、損害をもたらすものであってはならない。
第９０条　ロシア共和国の憲法は、ロシア共和国の全土において最高性を有する。
②　連邦の主体である共和国の権限の範囲内で、その憲法および法律は、その領土内において最高性を有する。ロシア共和国憲法および連邦の法律に違反する連邦の主体である共和国の憲法および法律は、効力をもたない。
③　共和国法の適合性をめぐる不一致は、ロシア共和国憲法裁判所がこれを解決する。
＜注：共和国および自治的構成の連邦の主体の法的地位は、連邦条約の規定にしたがって定められることになる。＞
第９１条　ロシア共和国において、国家的および社会的生活のすべての領域でソ連の諸民族の言語の自由な使用が保障される。
②　ロシア共和国における共通国語は、ロシア語である。国家機関および社会団体におけるロシア語の使用は、これを保証する。
③　ロシア共和国の主体は、その施設において共通国語とともに使用することのできるその国語を自由に設定することができる。
④　ロシア共和国の市民にとって、共通国語および国語の使用は権利であって、義務ではない。

第４編　ロシア共和国における国家権力機関の組織

第１１章　ソビエトの組織および活動の諸原則

第９２条　共和国における国家権力の代表制機関は、人民代議員ソビエト、すなわちロシア共和国最高ソビエト、連邦の構成単位、地方(ｸﾗｲ) および州の人民代議員ソビエト、地方人民代議員ソビエトである。人民代議員ソビエトの任期は５年である。
第９３条人民代議員ソビエトは、その権限にかかわるすべての問題を独立して解決する。
②　共和国、地域または地方的な意義を有する基本的諸問題は、対応する人民代議員ソビエトの会期において解決される。これらの諸問題のうち有するとも重要なものは、共和国、地域または地方的なレフェレンダムに付される。
③　これらの諸問題の審議および決定のために、全ロシア、共和国、地方(ｸﾗｲ) および州のソビエト大会を設置することもできる。大会の召集および活動手続は法律によって定める。
④　複数のソビエトにとって共通の意義を有する諸問題は、双方の同意に基づいてその合同の会期において決定することができる。
第９４条　人民代議員ソビエトは、その会期においてソビエト議長を選出し、委員会および常任委員会を組織し、執行委員会およびその他のソビエトに報告義務を負う機関を選出し、それらの責任者を選挙または承認する。
第９５条　人民代議員ソビエトによって選挙または任命された公務員（役職者）は、例外の場合を除き、連続して３期以上にわたってその職に従事することはできない。
②　あらゆる公務員は、その職務の不適切な遂行が行われた場合に、任期満了前にそれを

解職することができる。

第９６条　人民代議員ソビエトおよびその他のすべての国家機関は、人民の意思と利益を表現し、ロシア共和国市民の権利および自由を保障する。これらソビエトおよび諸機関は、人民に対して責任を負う。

第９７条　人民代議員の選挙は、選挙区ごとに普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票によって行われる。

②　ロシア共和国における人民代議員の選挙の組織および実施には、労働集団、社会団体および政党［複］が参加する。選挙の組織手続およびその結果の確定は、法律によって定める。

③　人民代議員選挙の準備および実施にともなう支出は、国家の負担によってのみ行われる。

第９８条　代議員は、人民代議員ソビエトにおける選挙人の全権代表である。代議員は、その権利および義務の不可侵のかつ効果的な実現の条件を保障される。

②　人民代議員は、ソビエトの審議および投票の過程において、独立して自己の立場を決定する。

③　人民代議員は、当該人民代議員ソビエトの同意なく、刑事責任を問われ、司法手続にかかる行政処分の措置によって逮捕または拘留されることはない。

第９９条　代議員は、自分の活動および当該ソビエトの活動について選挙人に対し報告する義務を負う。選挙人の信任に応えない代議員は、法律の定める手続により選挙人の多数の決定によりいつでもリコールすることができる。

第１２章　ロシア共和国最高ソビエト

第１００条　ロシア共和国の国家権力の最高機関は、ロシア共和国最高ソビエトである。

②　ロシア共和国最高ソビエトは、　５００人の代議員からなる。最高ソビエトは、共和国院　および民族院の、同権で同数の代議員からなる二院からなる。

③　共和国院は、ロシア共和国の全土において住民の数を考慮して平等の代表基準によって形成される地域的および生産的な選挙区から選挙される２５０人の代議員からなる。

④　民族院は、連邦の主体の地域および民族地区において形成される民族・地域選挙区から選挙法に定める代表基準によって選挙される１２５人の代議員と、住民の数を考慮して平等の代表基準によって地方および州において組織される民族・地域選挙区から選挙される１２５人の代議員によって構成される。

第１０１条　ロシア共和国最高ソビエトは、ロシア共和国最高ソビエト議長およびその副議長を選挙し、最高ソビエトの委員会を構成し、調査委員会および監査委員会を任命し、ならびに補助的機関を設置する。

②　ロシア共和国最高ソビエトの両院は、それぞれの議長および副議長を選挙し、常任委員会を構成し、補助的機関を設置する。

③　ロシア共和国最高ソビエト委員会およびその両院の常任委員会は、法案作成活動を行い、ロシア共和国最高ソビエトの権限に属する問題を事前に審議し、採択された法律および決定の施行をコントロールする。

④　ロシア共和国最高ソビエト議長および副議長、両院の議長および副議長は、ロシア共

和国最高ソビエト幹部会を構成する。幹部会は、最高ソビエト議長がこれを統轄する。

第１０２条　ロシア共和国最高ソビエトは、ロシア共和国の管轄に属するすべての問題を審議し、解決する権限を有する。

②　次の事項が、その排他的管轄に属する。

1）ロシア共和国の憲法および法律の採択、ならびにそれらの改正

2）連邦の新しい主体のロシア共和国への加入の承認、新しい地方および州の組織

3）ロシア共和国の国境変更問題の検討

4）ロシア共和国の内外政策の決定、経済的、社会的、民族・文化的発展の共和国および地域のプログラムの承認

5）ロシア共和国大統領の選挙

6）ロシア共和国最高ソビエト議長および副議長の選挙

7）ロシア共和国人民代議員の選挙の公示

8）ロシア共和国正負の承認

9）ロシア共和国の最高裁判所、憲法裁判所および最高ソビエト人権問題全権の選挙、ロシア共和国検事、国家保安委員会議長および捜査取調委員会議長の任命

10）ロシア共和国政府およびその議長の信任問題の決定

11）全ロシア的なレフェレンダムの実施および全ロシア・ソビエト大会の招集に関する問題の決定

12）ソ連およびロシア共和国の国家予算の編成に入る税金および収入の設定

13）非常事態の導入に関する決定の承認

14）ロシア共和国の国際条約および共和国間条約の批准および廃棄

15）ソ連の立法的アクトまたは政府のアクトが、ソビエト連邦の権限の範囲を越え、またはロシア共和国の主権的権利を侵害する場合、その効力の停止

③　最高ソビエトの排他的権限は、

第１０３条　ロシア共和国最高ソビエトは、ロシア共和国最高ソビエト議長により春と秋にそれぞれ２−３カ月継続して開かれる通常会期として召集される。

②　臨時会期は、ロシア共和国大統領、同閣僚会議、ならびにそれぞれ人民代議員ソビエトに代表される構成共和国、自治区域、地方［辺区］および州、またはロシア共和国の最高ソビエトの代議員の５分の１以上もしくは両院いずれかの院の代議員の３分の１以上の提案に基づいてロシア共和国最高ソビエト議長が召集する。

第１０４条　ロシア共和国最高ソビエトの会期は、合同会議、個別会議およびそれらの会議の間に行われる両院の常任委員会から構成される。

②　両院合同会議は、ロシア共和国最高ソビエト議長、いずれかの副議長ならびに交替で共和国院および民族院の議長が議長をつとめる。

③　両院の個別の会議は、当該院の議長またはその副議長のひとりが主宰する。

第１０５条ロシア共和国最高ソビエトにおける立法発議権は、ロシア共和国人民代議員、共和国院、民族院、最高ソビエト議長、両院の常任委員会および最高ソビエト委員会、ロシア共和国大統領、閣僚会議、憲法裁判所、最高裁判所、ロシア共和国検事、構成共和国および自治的地域的構成単位、ならびに人民発議の手続に基づいて２５万人以上のロシア

共和国市民に属する。

第１０６条　ロシア共和国最高ソビエトの検討に付された法案は、両院によりその個別会議または合同会議で審議される。

②　ロシア共和国の法律は、最高ソビエトの各院において代議員総数の過半数が賛成した場合に採択されたものとみなされる。

③　法案および最高ソビエトのその他の国家生活の有するとも重要な問題は、人民討議に付すことができる。

第１０７条　ロシア共和国最高ソビエトの各院は、最高ソビエトの管轄に属するあらゆる問題を検討し、その問題に関する決定を採択することができる。

②　いずれか一方の院で採択された決定は、必要がある場合にもう一方の院に送致され、そこで承認された場合に最高ソビエトの決定となる。

③　共和国院と民族院の間で不一致がある場合、問題は、両院対等の原則によって組織される協議委員会に送致され、その後に再び共和国院および民族院の合同会議で審議　される。この場合にも合意にいたらないときは、問題は人民レフェレンダムに委ねられる。

第１０８条　ロシア共和国最高ソビエトの法律およびその他のアクト、ならびに両院の決定は、通常、対応する両院の常任委員会または最高ソビエト委員会が事前に草案を審議した後に採択される。

②　ロシア共和国の閣僚会議、最高裁判所、憲法裁判所、ロシア共和国検事および捜査取調委員会を構成する公務員の任命および選出は、対応する両院の常任委員会または最高ソビエト委員　会の決定をえて行われる。

③　すべての国家的および社会的諸機関、団体および役職者［公務員］は、両院の委員会および最高ソビエト委員会に対しそれらが必要とする資料および文書を提出する義務を負う。

④　常任委員会または特別委員会の勧告がある場合、国家的および社会的諸機関、施設ならびに団体はそれを検討する義務を負う。検討の結果および採択された措置は、所定の期間内に常任委員会または特別委員会に報告されなければならない。

第１０９条　ロシア共和国人民代議員は、ロシア共和国大統領、最高ソビエト議長、閣僚会議、最高ソビエトによって設置または選出されるその他の機関の長、ロシア共和国の管轄に属する問題を扱う連邦機関の長に対し質問を行う権利を有する。質問をされた機関または公務員は、ロシア共和国最高ソビエトの会期においてまたは最高ソビエトの定める期間内に口頭または文書で有するて回答しなければならない。

第１１０条　ロシア共和国最高ソビエト幹部会は、最高ソビエトに対して報告義務を負う機関であって、その活動の組織を保障する。

②　幹部会は、最高ソビエトの会期を準備し、最高ソビエト委員会および両院の常任委員会の活動を調整し、法案またはその他の国家生活の重要問題の全人民討議の実施を組織する。

③　ロシア共和国最高ソビエト幹部会は、最高ソビエトまたはその両院によって採択されたロシア共和国の法律およびその他のアクトのテキストの公刊を保障する。

第１１１条　ロシア共和国最高ソビエト議長は、最高ソビエトがロシア共和国人民代議員

のうちから秘密投票により５年の任期で選挙し､連続２期を越えて選挙されることはなく、最高ソビエトによっていつでも秘密投票でリコールすることができる。

第１１２条　ロシア共和国最高ソビエトの議事手続は、その議事規則およびその他の法律によって規制される。

第１３章　ロシア共和国大統領

第１１３条　ロシア･ソビエト連邦社会主義共和国の元首は､ロシア共和国大統領である。

第１１４条　ロシア共和国大統領には、３５歳以上のロシア共和国市民が選ばれる。同一人物が連続して３期以上その職につくことはできない。

第１１５条　ロシア共和国大統領は、最高ソビエトの両院合同会議において５年任期で選挙される。

②　大統領候補に選ばれるためには、最高ソビエトの両院の代議員総数の５０％以上の得票をえなければならない。

第１１６条　大統領はその就任に際して、最高ソビエトの両院合同会議で宣誓を行う。

第１１７条　ロシア共和国大統領は、

1）ソ連邦、ソ連邦に加入する連邦構成共和国、ロシア共和国の構成諸主体に対し、およびロシア共和国の国際関係においてロシア共和国を代表する。

2）最高ソビエトによって採択された法律に署名する。大統領の署名のない法律は、最高ソビエトによって再度承認された後に効力を発する。

3）ロシア共和国最高ソビエトに教書をだし、立法発議権を有する。

4）最高ソビエトの各代議員グループの代表と協議のうえ閣僚会議議長の候補者を提案する。最高ソビエトの会期と会期の間に、閣僚会議議長の提案により最高ソビエトによる事後承認を条件に、ロシア共和国政府の構成員を解任し、または任命する。

5）最高ソビエトに対し、各代議員グループの代表との協議のうえ、最高裁判所の長官および裁判官、憲法裁判所の長官および裁判官、ロシア共和国検事、捜査取調委員会議長および最高ソビエト人権問題全権の候補者を提案する。

6）外国または国際組織におけるロシア共和国の外交代表を任命しまたは解任し、外国の外交代表の信任状または召喚状を受理する。

7）ロシア共和国の国際条約および共和国間条約について交渉し、それに署名する。これらの条約は、最高ソビエトの批准の後に効力を発する。

8）ロシア共和国の国家勲章を授与し、名誉称号を授与する。

9）ロシア共和国の国籍の取得およびその放棄の問題を解決する。

10）ロシア共和国の裁判所によって有罪とされた市民の特赦の権利を行使する。

第１１８条　大統領は、その権限にしたがい、ロシア共和国の全土において拘束力を有す

る　大統領令を公布する。

第１１９条　ロシア共和国大統領は、その身分を保障される。大統領の任期満了前の解任は、大統領がロシア共和国の憲法および法律を侵害した場合に法律によって定められた手続にしたがってのみ可能である。

②　大統領が、病気、共和国不在または法律に定めるその他の理由によりその義務を行使できない場合は、新しい国家元首が選ばれるまでの間、大統領の職務の遂行は臨時に最高ソビエト幹部会に移る。

第１４章　ロシア共和国閣僚会議

第１２０条　ロシア共和国閣僚会議（政府）は、ロシア共和国の国家権力の最高の執行および処分機関である。

第１２１条　閣僚会議議長は、大統領の提案に基づき最高ソビエトの共和国院および民族院の合同会議において選挙される。大統領の提案する候補者が選ばれなかった場合、最高ソビエトは代議員グループによって推薦される候補者のうちから閣僚会議議長を選出する。

第１２２条　閣僚会議議長は、選出後１０日以内に最高ソビエトに対し政府プログラムを提出する。政府の構成は、政府プログラムの承認の後に閣僚会議議長の提案に基づき最高ソビエトがこれを承認する。閣僚会議の構成には、ロシア共和国に加入する構成共和国の閣僚会議議長がその職により加わる。

②　その他の者が、閣僚会議の構成に加わり、その活動に参加する場合は、法律によってこれを定める。

第１２３条　国家行政の保障に関する運用的決定を採択する閣僚会議の常設機関として、閣僚会議議長、第１副議長および副議長、および政府の決定によるその他の政府メンバーからなる閣僚会議幹部会が活動する。

第１２４条　閣僚会議は、最高ソビエトが承認した政府プログラムの枠内で、政策を策定および実行し、その実現に対し全面的な責任を負う。

②　閣僚会議議長は、最高ソビエトに対し政府の活動の責任を負う。

第１２５条　閣僚会議議長または閣僚会議全体に対する最高ソビエトの不信任決議が可決された場合、政府は総辞職しなければならない。

第１２６条　閣僚会議は、最高ソビエトで検討されるべきあらゆる問題について結論を下す権利を有する。閣僚会議は、最高ソビエトが採択した法律に同意できない場合、大統領に対し拒否権発動問題を提起する。

第１２７条　閣僚会議は、そのプログラムの実現のために、法律にしたがって決定、処分およびその他のアクトを制定し、その執行を保障する。その権限の範囲で採択された閣僚会議のアクトは、ロシア共和国の全土において拘束力を有する。

第１２８条　閣僚会議の権限、組織構造、活動手続、他の国家機関との相互関係、ならびに連邦的・共和国的または共和国の省、国家委員会およびその他の中央国家行政機関のリストは、ロシア共和国閣僚会議法によってこれを定める。

第１５章　地方権力および地方自治（体）

第１２９条　地方権力および地方自治（体）のシステムは、人民代議員ソビエト、その執行委員会、社会的な地域自治（体）およびさまざまの住民の直接的意思表現形態を包含する。地方権力および地方自治（体）の諸機関は、その地域的単位の範囲内の経済的、社会・文　化的、エコロジー的、およびその他の諸問題の自主的解決のために創設される。

第１３０条　地方自治の地域的単位およびそれらの間の境界の形成、その名称決定、　諸機関の構成ならびに地方自治（体）の条例の制定は、民族的、人口動態的、社会的、経済的､歴史的およびその他の特殊性を考慮して､当該地域の住民の意思表示によって行われ、連邦の構成主体[共和国]､地方(辺区)および州の人民代議員ソビエトがこれを承認する。

②　地方自治の地域的な単位は、自己の紋章その他の象徴を有することができる。

第１３１条　さまざまのレベルの地方権力および地方自治（体）の権限は、法律によってこれを定める。これらは、その権限の範囲内で、住民の利益や地域の社会・経済的、エコロジー的およびその他の特殊性に基づき独立して活動する。地方権力および地方自治（体）の諸機関は、その行為およびアクトに対し全面的に責任を負う。

第１３２条　地方権力および地方自治（体）の諸機関は、市民の利益や企業の経済的独立に基づき、国家全体の利益を考慮して、地方的意義を有するすべての問題を解決する。これらの諸機関は、その地域において経済的および社会・文化的建設を指導し、総合的な経済的および社会的発展を保障し、地方予算を承認し、自治体の財産および金融資金を処分し、地方税および手数料を課し経済活動を行う権利を有する。

第１３３条　地方権力および地方自治（体）の諸機関は、その権限の範囲内で、下級の地方権力および地方自治（体）の諸機関の執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の地方権力および地方自治（体）の諸機関の決定は、上級機関によって取り消される。地方権力機関および地方自治（体）の間の不一致は、法律の定める手続によって解決される。

第５編　司法権。適法性および法秩序の保護

第１６章　司法権

第１３４条　ロシア共和国における司法権は、裁判所によってのみ行使され、立法権および執行権、ならびに政党、その他の社会団体および運動体から独立して作用する。何人も、憲法が予定する司法機関を除いて、司法権の機能または権限を有することはできない。

②　司法権は、ロシア共和国の憲法体制、市民の権利および自由の擁護、法律の正しい適用および執行ならびに法律および執行権の定めるアクトのロシア共和国憲法への適合性の監督をみずからの任務とする。

第１３５条　司法権は、憲法、民事、経済、刑事および行政裁判によって実現される。

②　司法権の定めるアクトは、すべての国家組織および社会団体、公務員（役職者）および市民にとって義務的であり、ロシア共和国の全土において執行される。

第１３６条　ロシア共和国憲法裁判所は、最高ソビエトの採択した法律およびその他のアクト、大統領令、閣僚会議の決定および処分の憲法適合性に関する事件を解決し、

→ロシア共和国とその構成主体の間、連邦構成主体相互の間、国家機関相互の間、社会
団体と国家機関の間の憲法・法的紛争を解決し、
→ロシア共和国最高ソビエト、大統領の要求により、または自らのイニシャティヴによって、憲法の解釈を行う。
② 憲法裁判所の決定は、最終的なものであって、上訴することはできない。
③ 憲法裁判所によって憲法に適合しないとされた法律もしくはその他の規範的アクトまたはそれらの一部は、その効力を失う。
④ 憲法裁判所の組織および活動手続は、憲法裁判所法によってこれを定める。
第１３７条 ロシア共和国において、ロシア共和国最高裁判所、ロシア連邦構成主体最高裁判所、ならびに地方（辺区）、州、地区（市）人民裁判所が設置され、活動する。その他の裁判所は、ロシア共和国の法律または連邦構成主体の法律に基づいてのみ設置することができる。
第１３８条 ロシア共和国最高裁判所は、ロシア共和国の裁判所の裁判活動に対する監督機能を遂行し、最高ソビエトにおいて立法発議権を行使する。
② ロシア共和国最高裁判所の組織および活動手続は、最高裁判所法によってこれを規制する。
第１３９条 事件の審理は、すべての場合に合議制による。第１審においては人民参審員が参加し、法律が定める場合には陪審員が参加する。裁判官による事件の単独審理は、法律によって特段の定めある場合にのみ許される。
第１４０条 裁判官および人民参審員または陪審員は、独立であり、法律にのみ従い、個人の内的な信念に基づく。
② 裁判の実現にかかわる裁判官、人民参審員および陪審員の活動に対する干渉は、禁止される。
第１４１条 事件の当事者または法廷に出席する市民の側が裁判官を無視した場合、または誰であれ裁判に対し明らかに軽蔑するような行為が行われた場合、ロシア共和国の法令にしたがってその責任が追及される。
第１４２条 ロシア共和国におけるすべての裁判所は、選挙制原則によって構成される。
② 地区（市）人民裁判所の人民裁判官は、その裁判所管区の地区（市）の市民によって、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票で選挙される。
③ 上級裁判所は、対応する人民代議員ソビエトによって選挙される。
④ 人民参審員は、５年の任期で、市民によってその就労場所または居住地において公開投票で選挙される。
⑤ 陪審員の集団は、事件に参加する当事者によって、陪審裁判に関する法令が定める手続で形成される。
第１４３条 すべての裁判官は、終身で選挙され、本人の希望および能力または選挙人の意思と一致する間はその職務を遂行する。
② 裁判官および人民参審員は、健康状態により、または他の職への選挙もしくは本人の

同意による転職の結果、あるいは本人の希望により、その義務の遂行を解くことができる。
③　裁判官および人民参審員は、その者を選挙した機関または選挙人のリコールによる他に、適法性を侵害しもしくはその高い地位にふさわしくない犯罪を遂行した場合、または法的効力の生じた裁判所の有罪判決に基づいて、その権限を剥奪されることがある。
第１４４条　裁判官は、教育または学術研究を除く、他のいかなる有給の職務に従事することはできない。
第１４５条　事件の審理は、すべての裁判において公開される。非公開法廷における聴聞は、法律に定めがあり、それがすべての裁判手続を遵守して行われる場合にのみ許される。
第１４６条　容疑者、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者および無罪判決を受けた者は、防御権を保証される。
②　被害者または裁判に参加するその他の者は、その者に属する権利および法律的利益を保護される。
第１４７条　被疑者は、その有罪が法律に定める手続によって証明され、法的効力の生じた裁判所の決定が確定するまでの間は、無罪とみなされる。
第１４８条　裁判は、ロシア語またはロシア連邦の構成主体の言語または当該地域の住民の多数が使用する言語で行われる。裁判で使用される言語を話さない事件参加者は、事件にかかわるすべての資料の閲覧権、通訳の援助をえた裁判活動への参加、裁判における母語での発言権を保障される。
第１４９条　具体的事件の審理において裁判所が適用された法律が憲法に違反すると認めた場合、裁判所は、事件の審理を中断し、憲法裁判所に対しその法律が憲法に違反するとの見解を提出する。

第１７章　適法性および法秩序の保護

第１５０条　適法性および法秩序保護のシステム

①　ロシア共和国の全土における適法性および法秩序の保護に、ロシア共和国の立法、執行および司法の三権、弁護士および市民が参加する。
②　適法性および法秩序を保護するロシア共和国の国家機関とその領土内で活動する連邦機関の権限の区分は、ロシア共和国およびソ連の法律によってこれを定める。
③　ロシア共和国検事、捜査取調委員会および国家保安委員会は、立法権に対し直接に報告義務を負う法保護機関である。司法、内務、税関の諸機関は、ロシア共和国の執行権に従属する法保護機関である。ロシア共和国の法律に基づいて、その他の法保護機関を設置することができる。
④　ロシア共和国に領土内で、諜報活動、捜査またはその他の犯罪との闘争に関する活動を独立して行う私的なまたは協同組合の団体、社会団体を組織しまたはそれらを活動させることは禁止される。
⑤　社会団体は、適法性および法秩序、市民の権利および自由の保護のために、ロシア共和国およびソ連の法律にしたがって国家の法保護機関に協力することができる。

第１５１条　適法性および法秩序保護の諸原則

①　適法性および法秩序の保護は、市民の権利および法律によって保護される利益、すな

わち無罪の推定、容疑者・被疑者・被告人の防御権の保障、法律によって定められた責任の不遡及、侵害された権利の完全かつ迅速な回復および被害補償、被害者および法保護活動に参加する者の社会的および法的保護、の遵守に基づいて行われる。

② ロシア共和国の法保護機関は、自己の活動を調整し、ソ連および他の共和国の対応する機関と経験を交流し、適法性および法秩序を保障する外国または国際組織と協力する。

③ 何人も、法保護機関の合法的活動に干渉することはできない。この機関の協力者は、法律の要請にしたがい、政党、社会団体および運動体の決定に拘束されない。

第１５２条 市民の憲法上の権利および自由の遵守に対する監督

国家組織および社会団体の活動における憲法上の市民の権利および自由の遵守に対する監督は、最高ソビエト人権問題全権がこれを行う。最高ソビエト人権問題全権は、独立して活動し、最高ソビエトのみに報告義務を負い、毎年この領域の状況についての報告を提出する。最高ソビエト人権問題全権の権限および活動手続は、法律によってこれを定める。

第１５３条 ロシア共和国検察庁

① ロシア共和国検事および彼に従属する検事は、ロシア共和国領土内で効力を有する法律 および批准された国際法上のアクトの、立法、執行および司法権の最高機関を除くすべての国家機関、社会団体、役職者および市民による全地域に正確かつ一様な執行および適用に対する監督を行う。ロシア共和国検事は、５年任期でソ連検事総長の同意をえて最高ソビエトが任命する。共和国検事は、ロシア共和国最高ソビエトおよびソ連検事総長に報告義務を負い、かつ責任を負う。

② ロシア共和国検察庁の組織および活動の手続は、ロシア共和国検察庁法によってこれを定める。

第１５４条 ロシア共和国国家保安委員会

① ロシア共和国国家保安委員会およびその諸機関は、その権限の範囲内で、ロシア共和国の憲法体制、国家的利益、共和国の主権および領土保全を保護する。

② ロシア共和国国家保安委員会議長は、５年の任期で最高ソビエトによって任命され、ソ連の排他的権限に属するまたはロシア共和国およびソ連による共同管轄事項とされる問題について、ロシア共和国最高ソビエトおよびソ連国家保安委員会に対し報告義務を負う。

③ ロシア共和国国家保安委員会の組織および活動手続は、ロシア共和国およびソ連の法律によってこれを定める。

第１５５条 ロシア共和国捜査取調委員会

① ロシア共和国捜査取調委員会およびその機関は、犯罪事件の予審、ロシア共和国およびソ連の法律にしたがってロシア共和国の権限とされた犯罪との闘争を行う。

② 捜査取調委員会議長は、５年の任期で最高ソビエトによって選挙され、最高ソビエトに対して報告義務を負い、責任を負う。

③ ロシア共和国捜査取調委員会の組織および活動手続は、調査委員会法によってこれを定める。

第１５６条 ロシア共和国の弁護士制度

①　市民および団体に対する法律援助は、弁護士の集団およびその他の自発的団体、弁護士事務所および弁護士会社、または弁護士の職の資格を有する個人がこれ行う。
②　法律に定めがある場合、市民に対する法律援助は無料で行われる。
③　ロシア共和国における弁護士の組織および活動手続は、法律によってこれを定める。

第１５７条　市民の適法性および法秩序の保護への参加

ロシア共和国の市民は、裁判の実現に参加し、法保護機関の任務の遂行に協力し、法律によって認められた権利侵害に対する対抗手段を自主的に行使する。

第６編　最終条項および移行規定

第１５８条　ロシア共和国の首都および国家的象徴

①　ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の首都は、モスクワ市である。
②　ロシア共和国の象徴である国旗および国章は、法律によってこれを定める。
③　ロシア共和国の国歌は、最高ソビエトの決定によってこれを承認する。

第１５９条　ロシア共和国憲法の採択および改正手続

①　ロシア共和国憲法は、各院のロシア共和国人民代議員総数の３分の２以上の投票によって採択された決定に基づいて採択され、改正される。
②　憲法改正の提案は、この憲法によって立法発議権を与えられた機関または人がこれを行うことができる。
③　ロシア共和国憲法の改正のために、最高ソビエトの代議員総数の３分の１以上、連邦構成主体の３分の１以上、または地方（辺区）および州の３分の１以上の要求に基づき、全ロシア・ソビエト大会を召集し、または全ロシア的なレフェレンダムを実施することができる。全ロシア・ソビエト大会の代表選出基準および召集手続は、最高ソビエトがこれを決定する。

第１６０条　ロシア共和国憲法の発効

ロシア共和国憲法は、最高ソビエトの公式の編集として公刊された翌日からこれを施行する。

第１６１条　移行規定

①　ロシア共和国憲法の施行にともない、人民代議員大会は、人民代議員の任期満了前の権限の消滅および最高ソビエトの選挙の実施に関する決定、ならびに人民代議員の任期終了によりその権限が消滅する人民代議員大会を最高ソビエトに改組する決定を採択する。
②　ロシア共和国人民代議員大会は、この憲法の施行手続およびその他の移行規定を定める。

［完］